

令和元年度第20回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和2年3月14日（土）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 事務棟8階	801会議室

第20回定例会議事日程

- 1 日 時 令和2年3月14日(土)午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 事務棟8階 801会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第88号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第2 第89号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について
 - 第3 第90号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館に関する事務処理の報告について
 - 第4 第91号議案 第3次八王子市教育振興基本計画について
 - 第5 第92号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付の取扱いについて
 - 第6 請願第1号 「新型コロナウイルス感染防止のための一斉休校に関する請願」について
 - 第7 請願第2号 「新型コロナウイルス感染拡大防止による一斉休校についての請願」について
- 4 協議事項
 - ・令和元年度(2019年度)八王子市立小・中学校の学力向上における総合的な取組について (指導課)
 - ・いじめを許さないまち八王子条例に基づく八王子市教育委員会におけるいじめ防止の総合対策について (指導課)
 - ・新たな部活動指導体制の構築について (指導課)
- 5 報告事項
 - ・八王子市教育委員会所管施設の利用休止について

第20回定例会追加議事日程

1 日 時 令和2年3月14日(土)午前9時30分

2 場 所 八王子市役所 事務棟8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第93号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会
所管施設の利用休止の期間延長について

第94号議案 八王子市絹の道資料館の臨時休館の期間延長について

第95号議案 国史跡八王子城跡ガイダンス施設の臨時休館の期間延長について

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司

施設管理課長	松土和広
保健給食課長	田倉洋一
教育支援課長	山田光
指導課長	大日向由紀子
教職員課長	溝部和祐
統括指導主事	野村洋介
統括指導主事	上野和広
生涯学習スポーツ部長	小山等
歴史文化構想担当課長	平塚裕之
生涯学習政策課長	安達和之
スポーツ振興課長	清水秀樹
スポーツ施設管理課長	佐藤晴久
学習支援課長	新堀信晃
文化財課長	菅野匡彦
こども科学館長	遠藤譲一
図書館部長	佐藤宏
生涯学習センター図書館長	新納泰隆
南大沢図書館長	中村東洋治
川口図書館長	成田俊雄
指導課指導主事	鈴木崇央
学校教育政策課主査	三枝信博
指導課指導主事	志村亮介
指導課指導主事	鈴木篤
指導課指導主事	福島裕子
指導課指導主事	木村一史
教育総務課主査	長井優治
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課主事	池上光
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 おはようございます。大変お待たせをいたしました。

本日、笠原委員から欠席の御連絡がございましたけれども、出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第20回定例会を開会いたします。

なお、本日傍聴人の方から冒頭のカメラ撮影についての依頼がございましたので、許可をさせていただきます。

それでは本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

また、議事日程中、報告事項「八王子市教育委員会所管施設の利用休止について」は、第89号議案の中で合わせて説明するため、事務局より取り下げたい旨の申し出がありましたので、そのようにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

なお、本日、追加議事日程の提出がありました。これについても議事といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、第88号議案については、個人情報に関する案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第2、第89号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務処理の報告について及び追加議事日程第93号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長については相互に関連いたしますので、続けて議題に

供します。

各案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第 8 9 号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止に関する事務報告について、御説明いたします。

本議案は「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第 4 条第 2 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第 2 項の規定に基づき報告し、御承認を求めるものでございます。

では、臨時に代理しました事務処理の内容につきまして、御説明いたします。

現在も取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策でございますが、さかのぼりまして 2 月 2 5 日、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の中で、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であるとの趣旨を示した以降、本市においても市内に感染を広げないように、新型コロナウイルス感染症危機管理本部を中心に対策に取り組んできたところでございます。教育委員会においても、各所管において新型コロナウイルス感染危機管理本部の決定事項に基づき、さまざまな対策に取り組む中、所管する施設においても感染拡大につながらないように、その状況に合わせ、適切な対応をしてきたところでございます。

このたび議案になっていきます事務処理は、八王子市教育委員会が所管します施設の利用休止に関する事務で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、それぞれの施設がそれぞれ利用休止いたしましたものを一括して御報告いたすものでございます。

令和 2 年 2 月 2 7 日の事務処理分は議案にありますとおり富士森体育館など、屋内外のスポーツ施設で貸し切りでない個人利用の休止の決定でございます。また 3 月 2 日の事務処理分は、図書館の全 9 館で滞在型の利用を中止するものでございます。そして 3 月 5 日の事務処理分は、富士森体育館ほか 6 施設において貸し切りや貸し出し型の利用の休止を決定したものでございます。そして、それぞれの期間はそれぞれの決定の翌日から 3 月 1 5 日まででございます。

このような施設の利用の休止につきましては、それぞれ教育委員会定例会にお諮

りし、決定するところではございますが、今回、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急遽施設利用の休止をすることにしたため、教育委員会定例会を招集する時間的な余裕がありませんでしたので、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項の緊急に処理しなければならない理由が生じ、かつ教育委員会が召集されるいとまがない規定に該当することから、教育長において決定したところでございます。

続きまして、第93号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の利用休止の期間延長についてでございます。

本議題は、先ほどの第89号議案におきまして、教育委員会所管施設の利用休止の期間は、いずれも令和2年3月15日までとしておりますが、現在においても日本各地で新たな感染者が発生しているなどの状況があり、現時点での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続する重要性の観点から、利用休止期間を3月22日まで延長し、引き続き感染拡大防止に努めるものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、第93号議案についても生涯学習政策課からの説明は終わりました。

まず、各案に関する御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、各案についての御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

まず、議題となっております第89号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第89号議案については、そのように承認することにいたしました。

続いて、第93号議案についてでございます。こちらについても御意見ございませんでしょうか。それでは、お諮りをいたします。

第93号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第 9 3 号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 続いて、日程第 3、第 9 0 号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館に関する事務処理の報告について、追加議事日程第 9 4 号議案 八王子市絹の道資料館の臨時休館の期間延長について、追加議事日程第 9 5 号議案 国史跡八王子城跡ガイダンス施設の臨時休館の期間延長についてにつきまして 3 件、相互に関連いたしますので、続けて議題に供します。

各案について文化財課から説明願います。

菅野文化財課長 それでは文化財課から、第 9 0 号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館に関する事務処理の報告につきまして、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理いたしました事務処理につきまして、同条 2 項の規定により承認を求めるものでございます。お手元の第 9 0 号議案 八王子市教育委員会所管施設の臨時休館に関する事務処理の報告についてを御覧ください。

1、臨時休館とする期間及び臨時休館とする理由につきましては、臨時休館する期間は令和 2 年 3 月 6 日（金）から 3 月 1 5 日（日）で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不特定多数が長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、臨時休館としたものでございます。

続いて 3、臨時休館とする施設につきましては絹の道資料館、それから国史跡八王子城跡ガイダンス施設です。臨時休館することにつきましては、教育委員会定例会に諮るべきところでしたが、この間に教育定例会の日程がないため、八王子教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条第 1 項の緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ教育委員会が召集されるいとまがない事例を適用し、臨時に代理事務処理を行いました。

また、同規則第 4 条第 2 項の規定により、事務処理を行ったことについて報告するものでございます。

続きまして、第 9 4 号議案 八王子市絹の道資料館の臨時休館の期間延長につい

てを御覧ください。

これは「絹の道資料館条例」第4条及び「絹の道資料館条例の施行規則」第3条第2項の規定に基づき、臨時休館の期間を延長するとしたものでございます。延長する期間につきましては、令和2年3月17日（火）から令和2年3月22日（日）まででございます。

続きまして、第95号議案 国史跡八王子城跡ガイダンス施設の臨時休館の期間延長についてを御覧ください。

これは「ガイダンス施設条例」第4条の規定に基づき、臨時休館の期間は延長するもので、延長する期間は令和2年3月16日（月）から令和2年3月22日（日）まででございます。

説明は以上です。

安間教育長 只今、各案について文化財課からの説明は終わりました。

御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいです。いかがでしょうか。

こちらもよろしゅうございますか。

御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

まず、議題となっております第90号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第90号議案については、そのように承認することにいたしました。

続いて、第94号議案及び第95号議案についてでございます。こちらについて、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第94号議案及び第95号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第4、第91号議案 第3次八王子市教育振興基本計画についてを

議題に供します。

本案について、学校教育政策課から説明願います。

橋本学校教育政策課長 それでは、第3次八王子市教育振興基本計画について、御審議をお願いいたします。

第3次教育振興基本計画につきましては、令和元年11月27日開催の教育委員会第14回定例会におきまして御協議をいただいた後、素案を公表し、パブリックコメントを実施、あるいは策定検討会を経まして所要の修正を加え、このほど計画としてまとめましたので、本日御決定いただきたく議案として上程したものでございます。

詳細は三枝主査から御説明いたします。

三枝学校教育政策課主査 それでは、第3次八王子市教育振興基本計画について、素案からの主な変更点を中心に御説明をさせていただきます。

まずは表紙でございます。表紙から裏表紙にかけて八王子の風景と、その中で暮らす市民の皆様の様子をデザインしています。また下段にはデザインの一部として計画の基本理念を中学生レベルの英語に訳し、表記をしております。

表紙を1枚めくっていただきまして、巻頭言につきましては、今計画の策定の経緯を簡潔に示すとともに、第2次計画作成後の本市の教育を取り巻く環境の変化や国・都、さらには社会の動向を踏まえ、今後5年間に取り組む施策を整理し、取りまとめた計画であるということと、あと本計画の作成に御協力いただいた皆様への感謝の意を表してございます。

もう1枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。本計画は第1編総論、第2編各論、今後5年間に取り組む施策、第3編計画の推進と進行管理で構成し、そのあと資料編といたしまして、八王子市教育委員会の教育目標基本方針や策定検討会開催要綱、策定検討会名簿、策定の経過、用語の説明を掲載しております。

次に第1編総論以降の修正箇所でございますが、A3判の議案関連資料、素案からの修正箇所一覧を併せて御覧ください。素案からの修正箇所につきましては、素案からの修正箇所一覧のとおりでございますが、主な修正箇所といたしましては、まず18ページでございます。パブリックコメント及び策定検討会等の意見です。学校選択制の見直しについて第3次計画に、どこにも記載がないとの御意見を反映

いたしまして、今後の重要課題の課題 5 地域とともにある学校づくりの進化の文章の中に「学校選択制の実施と、その見直しについて」追記をしております。

次に第 2 編各論です。42 ページ、施策 7、体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進についてです。義務教育の段階で性教育を実施し、正しい知識や情報を習得させることが重要との御意見をいただいたことから、現状と課題の 7 段落目の文章の中に、性情報の氾濫について追記するとともに、施策の方向の 5 段落目に薬物乱用防止教育とともに性教育についても記載し、主な取組といたしまして、東京都の教材の「性教育の手引」に基づいた、性に関する正しい指導の実施を追記したものでございます。

続きまして 44 ページ、施策 8、特別支援教育の充実です。特別支援の入退級に関する相談体制の仕組みづくりが大切であることや市役所以外の医療機関などとの連携強化が必要との御意見をいただいたことから、施策の方向の 9 段落目に「特別支援教育を推進し、相談体制の充実を図ります。」と追記し、そして主な取組といたしまして、「幼児期からの相談体制も含め、教育、医療、福祉、保健の各領域の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制の仕組みを構築」といたしました。

続きまして 54 ページ、施策 13、義務教育 9 年間の系統性のある教育の充実です。義務教育学校となる、いずみの森小中学校における教科担任制を試行することや、成功した施策は全体に展開することについて明記する必要があるとの御意見をいただいたことから、御意見の内容を踏まえ、主な取組に、「いずみの森義務教育学校前期課程における一部教科担任制の実施及び効果検証」を追記いたしました。

続きまして 82 ページ、施策 26、学校 ICT 環境の充実です。GIGA スクール構想については、令和元年 11 月に公表されたことから、第 3 次計画の中でも、その内容を反映し、現状と課題の 6 段落目にその内容を明記いたしまして、主な取組の 1 段落目に GIGA スクール構想について、「国の整備指針や GIGA スクール構想に基づく学校の ICT 環境の整備」を追記いたしました。また、ICT 機器の活用能力の目標を決められないかとの御意見を反映いたしまして、施策の方向の 3 段落目に、「全ての児童・生徒が ICT 機器活用能力における習得目標技能を身に付けるようになるための取組を推進します」と追記いたしまして、主な取組に小

学校低学年、中学年、高学年段階の本市独自の習得目標技能の設定など、児童・生徒が習得目標技能を身に付けるための取組を明記いたしました。

なお、この取組に関連する指標も新たに設定をいたしました。61ページをお開きください。新たな指標といたしまして、「ICT機器活用能力における習得目標技能が身に付いていない児童・生徒の割合」を設定をいたしまして、令和6年度までの目標として、習得すべき技能の習得ができていない子どもの割合を小学6年生、中学3年生、ともに0%とすることといたしました。

最後に施策の27、学校における働き方改革の推進に関する指標でございます。同じく61ページを御覧ください。素案では、週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合としておりましたが、文部科学省が令和2年1月17日に示した指針に基づき、教員の1カ月の時間外在校総時間について45時間以内と明記する方針であることから、指標を一月当たりの時間外在校総時間が45時間を超えている教員の割合に変更をいたしまして、令和6年度までの目標として、時間外在校総時間が45時間を超えている教員の割合をゼロにすることといたしました。

説明は以上でございますが、このほか文言の統一や文章表現を修正した箇所もございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、誤植等がないか再度確認をさせていただきまして、来週早々には印刷室に原稿を入稿し、印刷製本の上、今月中に市議会に送付するとともに、市ホームページに公表し、合わせて市政資料室、各事務所、各市民センター、各図書館で市民の皆様の閲覧に供します。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、学校教育政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

今、最後にスケジュールのところでも今後の予定のお話があったのですが、この基本計画、大変素晴らしいものができていくと思うんですけど、それを周知する方向として、学校ですとかあるいは地域とか、こういった形で周知されていくのかということをお伺いしたいと思います。

橋本学校教育政策課長 周知の方法ですけれども、先ほど申し上げたとおりホームペ

ージ等々、あるいは市民センター等々で閲覧するほかに、各学校にも冊子は配付をいたします。また学運協にも配付をいたします。それとともに概要版も作りますので、校長会であるとか、あるいは学運協の情報連絡会ですとか、あるいはPTA連合会ですとか、さまざまな場面を通じて概要版の配付をし、直接御説明するなど、関係機関には周知を図っていききたいというふうに考えております。

安間教育長　よろしゅうございますか。

それでは、本案に関する御意見をいただきたいと思えます。

伊東委員　今、周知方法についてお話があったんですけども、ぜひそうしていただきたいと思えますが、その中で例えば各章のところに、それぞれの項目に対して現状はこうで、令和6年度までの達成状況何%とか目標に入っているんですけども、こういった目標を何%にしたのかということの理由、これを学校とか、あるいはそれぞれの機関に、なぜこういうパーセントにしたのか、そういったことを1つ1つ丁寧に御説明していただいて、そのための目標に向かって一致団結して取り組んでいくということをぜひやっていただきたいなというふうに思えます。ぜひ、その目標の設定のねらいとか理由、こういったものを丁寧に説明いただければなど。

以上です。

安間教育長　大変重要な御指摘です。素案の時にも、この文章の根拠というのは何なんですかという話を議論させてもらいました。そのあたりを学校に伝える。こういう考え方でやるから、この数値が目標になるんですよと、丁寧に説明しましょう。

他に御意見ございますか。

柴田委員　只今の伊東委員の御意見と関連しまして、ぜひ多様な地域の方々と協働した形の教育活動の推進ということをお話の中でお話しておりますので、どういうふうにビジョンはちおうじの教育をやっていくのか、議論していくのかというような視点をぜひ踏まえて学運協で議題に挙げていただくことをお願いしたいなというふうに思えますので、よろしくお願ひいたします。

安間教育長　他に御意見ございますか。よろしゅうございましょうか。

令和6年度までの基本となる方針でありますので、私もこれで決定をしていきたいと思えます。

ただ2点ほど、決定するうえでの注文がありまして、どちらかというところに関心が学

校教育のほうばかりに行くんですけれども、大切な生涯学習の大きな動きもございますから、そちらのほうの充実ということ、我々事務局一同はしっかりと取り組んでいかなければいけないだろうなというのを確認したいと思います。

もう1つ、申し上げたとおりに基本的な方針でありますけれども、今の社会情勢というのはどんどん状況というのは変わってきますから、臨機応変に、新たな施策があるんだったら打ち出していく、そのような柔軟性をもった提言にしていきたいなというふうに付け加えさせていただいて私の意見とさせていただきます。

他に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第91号議案については、提案のとおり決定とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第91号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第5、第92号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付の取扱いについてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長 それでは、第92号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする八王子市教育委員会所管施設に係る使用料等の還付の取扱いについて御説明いたします。

本議案は、先ほどの第89号議案等の施設の利用休止にも関連いたしますが、この施設の利用休止より前にさかのぼります。2月25日の先ほどもありました国が、今が極めて重要な時期であると示した時点で、本市でもイベント等の考え方として、市または関連団体が開催するイベントは中止といたしました。この時点では施設の貸し出しは中止せずに行っていたものであります。感染症拡大防止の観点から、自ら利用を控える市民の方々も多く、使用をキャンセルする連絡も多く寄せられる状況となりました。そこで市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とする施設利用キャンセル時の使用料等還付の取り扱いについて方針を示し、これに

基づいて教育委員会が所管する施設においても還付、既に納めていただいた使用料等の還付をしようとするものであります。

ただ、既にお納めいただきました使用料は、使用者が自主的に使用を取り消した場合には、条例規則の規定においては還付できないこととなっております。そこで感染症拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする施設利用の取り消しについては、条例に規定する特別な理由として還付できる取り扱いとするよう、この議案において決定いただければというところで提案したものでございます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

本案についての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第92号議案については、原案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第92号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第6、請願第1号 新型コロナウイルス感染防止のための一斉休校に関する請願についてを議題に供します。この請願について、最初に教育総務課から説明を求めます。

渡邊教育総務課長 請願の要件について御説明申し上げます。

「八王子市教育委員会請願処理規則」第2条第2項に請願書の規定が示されております。本請願につきまして邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名が記載されており、押印がありますので請願の要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日、傍聴者へお配りしている請願書の写しにつきましては、住所、連絡

先、氏名を非表示としております。

以上でございます。

安間教育長 なお、本請願につきましては請願者から、本請願の事情について陳述を希望する旨の申し出がございます。「八王子市教育委員会請願処理規則」第6条第1項の規定に基づき、請願者に請願の事情について陳述の機会を許可することについてお諮りをいたします。

請願者に、本請願の事情について陳述の機会を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可いたします。

それでは、請願の事情について請願者は5分程度で簡潔に陳述をお願いいたします。

請願者 よろしく申し上げます。

私は、安倍首相の休校要請についてのこの請願書に参考事例としてつけた長野県池田町の教育長のことを知りました。それまで忘れていたんですが、教育委員会は市長から独立し、教育行政の重要な事項や基本方針を決定するというのを思い出し、今回、八王子市の教育委員会は一斉休校についてどのような議論がされ、どのような方針で進めているのかを知りたいと思い、そして私も市民の意見として考えたいと思いました。

安倍首相が一斉休校を全国の自治体に要請したから、八王子市もそれに従ったというのであれば、地方自治も地方行政の独立もみずから放棄し、違法の措置をとったということに他なりません。突然の休校に困ったという声がたくさん聞こえてきました。

私たちは4点について請願しました。4点目の卒業式については、市教委が実施との方針を出したことは、子どもたちの気持ちを考えた適切な判断として受けとめました。

また、2点目の学童保育に通う児童について、午後1時までは学校で居場所を確保し、給食を希望できる措置をとったことについても、保護者の願いを少しでも受

けとめようとした措置であると思います。けれど、4年生以上なら1人でうちにいることが可能でしょうか。夏休みなどの長期休業中とは異なり、今回は図書館やスポーツ施設も閉館中です。4年生以上の児童・生徒にも学校あるいは教室を開放することは、現時点でも工夫次第で可能なのではないのでしょうか。茨城県つくば市では8時から15時まで教員がついて自主学習ができる体制をとっているとのことですので。

1点目に関しては新聞等でも報道されていますし、市教委にも当該保護者から切実な声が届いているのではないかとおもわれますが、休校に伴い保護者は仕事を休まざるを得ず、無給になる家庭への生活費の支給補填を実施してください。加えて非正規で働く4年生以上の子どもがいる保護者にも、仕事がないから出勤しないでと使用者から告げられるケースが急増しています。学校給食が命綱という児童生徒も確実に存在します。

そうした点についても、人1人の命が関わる問題ですので、政府の方針実施を待たずに、生活費の支給を市教委から市に強く働きかけていただきたいと思います。

3点目につきましては、休校をやめてほしいという声とともに、休校措置の中、学校の再開に不安をもたれる保護者もおられるかと思えます。また、子どもたちにとっては、学校に来て友達と一緒に過ごすことでストレスをためません。つくば市のように学校を開放すれば平常授業ではなく、出欠は取らないというやり方も考えられます。足立区では小学生と保育園児の感染が確認されました。しかし、その感染は家族からの感染したものであって、子ども間の感染ではありません。大人が外出せざるを得ない中で政府や地方行政、教育行政がとるべき措置は症状が出た人に隔離、観察を促し、仕事を休むことで生活の保障を担保することです。

以上、私たちの要請について言いましたが、状況は日々変わっていますし、教育委員会としても難しい判断の連続であるとは思いますが、けれど、その時に上からの要請ではなく、教育委員会を開いて、まずは八王子の子どもたちのために必要なこと、学校、家庭にとって必要なことは何かを重点的に重点を置き、それをどうやって実現させるかということで考えていただきたいということを中心に願っています。そして、私たちはそれを注視していきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

安間教育長 御説明ありがとうございます。教育委員の皆様からの、請願者への御質疑、ございませんか。よろしゅうございますか。

私のほうから、1点だけ確認させていただきたいんですが、この時点での請願の中身と、今おっしゃったこと、変わっていますよね。

ただ、請願として扱うものは、この内容ということで間違いはない、よろしゅうございますか。

請願者 はい。

安間教育長 分かりました。

それでは、他に御質疑はないようでございますので、請願者の方、御退席をお願いいたします。

まず、本請願につきましては質問事項が含まれております。それでは、本請願の質問事項について、指導課から説明をお願いいたします。

上野統括指導主事 本請願の質問事項について御説明いたします。

まず質問1、休校決定はどのような手順で行われたのですか、緊急の教育委員会を開催したのですが、市長の指示に従ったということはありませんか。また、その際の法的根拠をお示しく下さい。

この質問1に対する回答となります。令和2年2月27日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け内閣総理大臣から、今がまさに感染流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請するという方針が示されました。このことを受け、本市教育委員会では臨時の教育委員会を開催し、「学校保健安全法」第20条に基づき、市立小・中学校を令和2年3月2日から春休みまで臨時休業とすることを決定いたしました。また、この決定を速やかに市長にも報告しております。

続きまして、質問2、休校にすることについて各学校から意見を聴取しましたか。本質問に対する回答となります。本市教育委員会では、令和2年2月27日に小学校校長会長、中学校校長会長から臨時休業に関する意見を聴取しました。また令和2年3月2日から春休みまで臨時休業するにあたり、具体的な対応について令和2

年2月28日の臨時小中学校校長会においても意見をいただきました。

続きまして、質問3、感染したお子さんは北海道の事例しか聞いていませんし、子どもは重症化していないとも言われています。そうした中、とりわけ保護者に大きな負担を強いて、休校を決定した理由を明らかにしてください。決定に至る過程の中で議論され、配慮したことがあれば、それも提示してください。子どもたちの集団感染が予測されたのであれば、その客観的根拠をお示してください。本質問に対する回答となります。小学生への感染は北海道での事例が確認された後、全国的な臨時休業の要請後にも高知県や東京都の足立区で未成年者への感染が確認されております。いつ感染するか分からない状況下では、本市教育委員会では速やかに臨時休業の措置をとったことは、児童生徒の集団感染を未然に防ぐ対応として必要であったと考えております。

また、子どもが重症化しないといわれる中でも、学校で児童生徒が感染した場合、同居していたり、日ごろからつき合いがあったりする高齢者の方を感染させるケースもあり、市民の方を守るという観点も臨時休業を決定した理由の1つであります。

また臨時休業に伴い、やむなく家庭での保育ができない児童の居場所の確保についても議論いたしました。学童保育所を所管する子ども家庭部との連携を図り、2月28日に実施することを決定し、既に3月9日より学校での居場所の確保も行っております。

続きまして、質問4、感染防止が休日の理由なのですが、とすれば学童保育所の児童1人当たりの保有面積は学校のそれと比べ少ないのではないかとと思われる。したがって、濃厚接触の危険性は増すのではないかとと思われるが、いかがでしょうか。

本質問に対する回答となります。臨時休業の理由は、子どもたちの健康と安全を第一に考えたことと、子どもたちが集団によるクラスターを発生させて、各家庭での感染につながり、市民の方々の命の危険につながると判断し、臨時休業の判断しております。濃厚接触の危険性につきましては、学童保育を所管する子ども家庭部に確認したところ、実際の利用は通常の半分程度とのことであります。そのため、濃厚接触の危険性が増す状況ではないとは考えておりますが、さらなる集団による感染を防止することと、子どもたちの居場所を確保するために、3月9日より

学校での子どもたちの居場所の確保を開始しております。

続きまして、質問5、4年生からは学童保育もありません。長い期間家で過ごす子どもたちの負担、保護者の心配については検討されたのでしょうか。

本質問に対する回答となります。4年生以上の子どもたちが長期間自宅待機することの精神的な負担や保護者の心配があることは認識をしております。しかし、国の専門家会議で当面感染者の増加傾向が続くとの見解が示されている中では、自宅待機を継続することが最善の策と考えております。4年生以上の子どもたちは発達段階から身の回りのことはある程度できるものと判断されることから、小学校低学年ほどの居場所の確保は行っておりませんが、やむを得ない事情で自宅待機が難しい場合などには、学校や学童保育所での個別の対応を既に行っております。

説明は以上で終わります。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

1点だけ確認なんですけど、この質問事項の4についてはそれぞれ所管が違いますけれども、所管課の回答を今代表しておっしゃられた、そういうふうに理解してよろしいですか。

上野統括指導主事 質問4につきましては、子ども家庭部の所管になりますので、担当所管より回答を得まして、今日御報告させていただいております。

安間教育長 分かりました。それでは、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、要請の部分を請願事項として指導課から説明をお願いします。

上野統括指導主事 本請願からの要請部分について御説明いたします。

要請1、休校に伴い保護者が仕事を休まざるを得ず、無給となる家庭には市税から生活費を補てんすること、それを保護者に知らせること。財源について市長に要求すること。本来ならば政府の責任で緊急に、この措置をとるべきところ、それが現時点で具体的に示されていないことから、預貯金がない家庭のことを考えての要請である。要請1につきましては、令和2年3月2日付で国が小学校等の臨時休業により、保護者が休職した場合等に労働基準法の臨時有給休暇とは別に、有給の休

暇を取得させた企業に対する助成制度を創設するといった具体的な支援策を打ち出し始めたところであり、保護者の収入の補償にもつながるものと考えます。国や東京都、市長部局の対応を注視し、関係所管と連携を図りながら、本市教育委員会として可能な支援に務めてまいります。

続きまして、要請 2 です。学童保育所の狭さから、校舎の一部を開放するなど、ウイルス予防に資する対応をとること。それにあたっては、市長に対し臨時的に学童職員を増員し、その職員に対して正規職員と同等の手当を支給するように要望すること。要請 2 につきまして、こちらも子ども家庭部の回答を読ませていただきます。既に 3 月 9 日から小学校を開放し、原則として小学校 1 年生から 3 年生までの学童について、就労などでやむなく家庭での保育ができない子どもに限り、子どもの居場所を確保する対応をとっているところです。学童保育を所管する子ども家庭部に確認したところ、今回の臨時休業を開始した 3 月 2 日以降の学童保育所の利用を通常の利用状況である登録者の 8 割程度の利用と想定した増員による人員体制による対応をしているところであるが、実際の利用は通常半分程度とのこと。本市教育委員会としては今後の利用状況を注視し、想定以上の利用者の増加が生じた場合は、関係所管との連携により対応を図ってまいります。

続きまして、要請 3、4 月の始業式、入学式までの休校決定ではなく、ウイルスの潜伏期間の 2 週間が過ぎる時点で臨機応変に八王子市教委としての方針を出すこと。要請 3 につきましては、本市教育委員会が令和 2 年 2 月 28 日に新型コロナウイルス感染症の対応についての市立小中学校への通知において、今後の動向により臨時休業期間が変更になることがあると明記しております。終業式、卒業式の実施につきましても、令和 2 年 3 月 5 日に市立小・中学校並びに保護者に通知しております。始業式、入学式につきましても、今後の国や東京都の動向及び本市の新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議の決定など、感染状況等も踏まえ総合的に判断してまいります。また小学校校長会、中学校校長会とも協議を行い、今後の対応について検討してまいります。

続きまして、要請 4 です。卒業式を奪わないでほしいという子どもたちの声が新聞報道等で聞こえてくる。また、ここにきて文科大臣は「柔軟な対応を」という、長野県池田町の方針等を参考に、卒業式をするか否かの権限を学校に委ねること。

要請4についてです。本市教育委員会では、既に令和2年3月5日に市立小・中学校長向けに通知を出し、終業式並びに卒業式の実施に関する方向性を示しました。卒業式、終業式は感染拡大防止の観点を十分に踏まえ実施することを、保護者、市立小・中学校長に通知しております。内容につきましては感染防止の環境を踏まえ、規模を縮小して各学校の判断のもと、実施することとしております。

説明を終わります。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。

まず、今の事務局からの説明に対する御質疑、ございませんか。

よろしゅうございますか。

私から、先ほどと同じような質疑ですが、これは請願ですから、1と2というのは、こういうようなことを市長に教育委員会として要求をしてほしいという要請なんじゃないですか。所管課のように回答するものなんですか。市長に対して、こういうようなことが考えられるから、子どもたちの問題なんだから、教育委員会として我々が、市としてこういうふうに動いてくださいという要求をしてほしいという要請だと私は理解するんですけど、そのあたりは間違いはないですか。

上野統括指導主事 先ほどの回答が一部、私のほうで誤解を生む発言があったかと思いますが、今回の請願に対して教育委員会としての回答を市長に報告するものとして回答させていただきます。

安間教育長 我々の直接の所管ではないけれども、子どもたちに関わる大事な中身だから、市長に対して、教育委員会としてちゃんと市長に要請してほしい、そういうふうな請願だと理解します。

他に御質疑はございませんか。

それでは、本請願に関する御意見をいただきたいと思います。

伊東委員 今、事務局のほうから色々な御説明ありましたが、私も教育委員としてお話をさせていただきます。

今回、小・中学校、高等学校、特別支援学校に対して3月2日から春休みに入るまでの間に臨時休業を実施するという要請を受けて、八王子市でも市立小・中学校の休校措置をとったわけですが、これはあくまでも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく八王子市の教育委員会としての主体的な判断として

行ったものであるというふうに考えていただきたいというふうに思います。その理由は、万が一にも学校によって子どもたちへの集団感染のような事態を起こしてはならない。そういう強い思いから、こうした決断でございます。

私は教職に携わる身でございますので、この3月という時期が子どもたちにとっていかに大切な時期かということは十分わかっているわけでありまして、それにも増して命の問題というところを優先したということでもあります。

御承知のとおり、現在においても新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス剤というものはまだ確立していない状況でありまして、東京都も3月12日の時点で、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるための追加対策も出してございまして、いろいろなイベントというものは原則延期、または中止という、今月いっぱい、そういう状況が続いているわけでありまして。

また、先ほど御説明にもありましたように、今後の学校の動向ですとか、あるいは卒業式、入学式の対応についても、事務局のほうからお話がありましたように、教育委員会として適切に対応しているというふうに考えております。

ぜひ、そういったことから、児童・生徒の健康や安全、こういったものを第一に考えるということで、学校における安全の機会を確保していくための支援、さまざま行っておりますけれども、こういったことについて御理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

安間教育長 他に委員からございますか。

川島委員 伊東委員のほうからもあったように、休校の判断、3月2日時点では本当にやむを得ない判断だったと思います。WHOのほうでもパンデミックという判断がある中で、2日の時点では休校した場合としていない場合との比べるすべはありませんが、結果的に今パンデミックということなので、あの時点での判断に間違いはないと私は確信しております。

私自身も子どもが中学校に通っているのですが、実際に自分の子どもも今自宅で待機している状態で、それを見ていると、本当に3月は大切な時期、この時期に学校に行けないつらさというのは身をもってひしひしと感じております。

色々な保護者の方から意見を聞いたんですけれども、当然全員賛成というわけで

はないんですが、おおむね休校はいたし方ないというお話は多かったです。中には自分自身が医療機関に勤めているので、自分が感染して、自分のお子さんを介して学校内にといいことを心配されている医療従事者の方々がたくさんいらっしゃるんです。そういうところで、市教委のほうで休校という判断をしてもらったのはよかったというふうに言うてくださる方もいたのは間違いないので、その辺はこれからも子ども、もちろん高齢者の方の安全、健康に留意しながら、判断していけたらいいかなと思っております。

市教委だけではなくて、先ほどから所管の違う学童保育にも多大な御協力をいただきながらやっていくので、保護者の要望ですとかを聞きながら、引き続き柔軟な対応をしていっていただきたいなと思っております。

以上です。

柴田委員 このたびの新型コロナウイルスは、いまだに終息する兆しが見えない状況にありまして、児童や生徒の健康や命を守るといいことを何よりも最優先するといふ立場から、教育委員として今回の小・中学校の臨時休校を決定しました。

また、児童・生徒から万が一市民の方々への感染拡大といふことを防止するといふことも大切な視点であろうといふふうに思っております。既に3月9日から仕事などの状況によりまして、家庭での保育が困難な保護者のための対応として、小学校や学童保育所、放課後子ども教室などにおける小学校1年生から3年生までの児童の日中の居場所の確保の取組を実施しておりますが、足りない部分もあるかと思っております。でも、家庭と連携しながら、力を合わせて乗り越えていきたいといふふうに考えております。児童につきましても、やむを得ない事情に限って自宅で過ごすことが難しい場合などは、学校などにおけます個別の対応を行っているところであります。今後も、こういった状況を踏まえながら、まずは児童や生徒の命、健康、安全といふところを第一に取組を行ってまいりたいといふふうに思っております。

安間教育長 それでは、私からも本請願に対する意見といひますか、我々が議論した中身の確認を3点させていただきたい。

まず1点目は、「一斉休校を判断した理由」について。2点目はここにありましように、「各学校に判断を委ねる」といふことについて。3点目は、「この一斉休校の評価」についてです。

まず、1点目の「休校を判断した理由」についてなんですけれども、これは2月25日でしたか、初めて文科省のほうから、感染者が発生した学校が臨時休校になるのはしょうがないけれども、その場合、近隣の学校もというようなキーワードの発言がありまして、私自身も問題意識を持ちまして、感染拡大しないためにはどうしたらいいのかということで、専門家、お医者さんにアドバイスをもらったんです。そのお医者さんとすると、立場もありますし、絶対に感染防止ができるような手だてという意味合いで言ったから、かなり厳し目に言ったんでしょけど、相当細かったのが驚きました。まず、家族も検温をするのは毎日、それを徹底しなければならない。さらには、学校に出入りする関係者にも、それは徹底しなければならないですよとか、もっと言うと、例えば、特別教室も、子どもたちの入れ替わりがあるから、そのたびに消毒しなければなりませんとか、教室でよくやっているような机を4つぐらいくっつけて話し合うそんな活動、それも避けなければならないとかですね。お医者さんは、安全策をとるためにという形でおっしゃられたんでしょけど、そのようなお話を聞いて、もちろん学校の教育の継続というのを模索して予防対策を考えたいというふうに思ったんですけど、イメージをしても色々な点で不十分であるというふうに、私自身は感じたところなんです。

そして、今言ったような細かな条件を全部満たしていったら、これは果たして正規の授業と言えるのかどうか。ちゃんと子どもたちの学習になるのだろうか。学習になるというのは、一律一定水準の学習の機会という意味の学習ですよ。正直言って、その時点ではどこまで気を配って徹底しなければならないのか。これはもう、答えがないなというふうに思ったわけでありまして。その後、文科省ではなくて、内閣総理大臣のほうからも要請があったのですけれども、その時に感じたのは、何より、どんなに学校が対策をしても、先ほども請願者の方がおっしゃっていましたが、足立区では、御家庭で感染したわけですよ。そのように、放課後とかいうよりは毎日、日常生活を送っている子どもがいるわけで、そこに感染する可能性があるわけでありまして。もちろん、学校が休校になった場合に子どもたちが受ける状況というのを考えなければなりませんし、また、学校のこれは福祉的な側面、教育もこれは忘れてはならないとは思いますが、もし学校で感染してしまう子どもが出たら、子どものショックというのは、はかり

知れないだろうと思います。

さらに、感染した子どもが、それを家庭に持ち帰って、例えば、家のお年寄りなどに感染させたらどうになってしまうのか。そこからの人間関係、地域はどうになってしまう。感染者が出た場合にどのような対策をすればいいのか。100%完璧なものを作るのは難しい。そういう中で、委員の皆様方と緊急の臨時会でこの苦渋の決定をさせていただいたということであります。

2点目の「各学校による判断」ということについてですけれども、もちろん各学校の校長にその権限があることは理解をしています。しかし、これもその時点で考えることではありますが、もし今、私が申し上げたような集団感染が発生した時に、それを判断した校長はどのような責任が取れるのだろうか。

また、市内のほかの学校との対応の差が出た場合、自分の学校の子どもや保護者へ、その校長がどのような説明ができるだろうか。例えば、自主的に子どもを休ませる保護者も出ているでしょう。そういった不安が広がる中で、教育活動を実施していくことができるのかどうか。では、その間の授業日数というのはどうなるのか。

一方で、明確な科学的根拠がない中で、休校の決断をしたということを一学校一校長が説明しきれぬのか。これは例年あることですが、台風などが近づいた時に自分の学校に休校の判断をした。それはもう校長の判断ですから立派なことですが、同時に隣の学校はやっていましたよ、などという話が出て、非常に苦慮しているという校長もいました。やはり、ここは各学校が個々で責任を持つのではなく、いやむしろ責任を押しつけるのではなくて、ここは教育委員会が判断をして責任を一切持つということが大切だと考えて今回の決断に至ったのが、我々の決定であります。

そして、今、委員の方々からお話がありましたが、「この一斉休校の評価」についてですが、専門家の中にはこの一斉休校に医学的な根拠はないという意見もあることは承知しております。先ほど、川島委員からお話がありましたが、そもそも人間というものは全知全能ではないわけで、必ず集団感染が起きるということは、あの時点で証明することは不可能と言われていたし、今の時点でも不可能であるというふうに思います。

しかし一方で、足立区の事例で、他に広がらなかったのは、足立区が一斉休校していたからです。子どもを媒介して広がらなかったのは、その家庭内で何とかおさめることができたという意味では、私は一定の効果があったのではないかなというふうに考えているわけであります。

物事全てに科学的エビデンスがあるわけではありません。しかし、エビデンスがないことであっても、子どもたちのことを優先して考えて判断する。それが、我々教育委員会の仕事であるというふうに考えています。今回の判断も、一定の合理性はあるというふうに確信をしていることを申し上げておきます。

なお、今回お願いいただいた事項については、いずれも既に何らかの形で教育委員会のほうで対応を進めているところかなというふうに考えます。もちろん、今後の事態の動向を踏まえて、十分な情報収集を行って、教育委員会として関係部署と連携を図りながら、適切な対応を今後も行っていきたいというふうに考えております。

私の意見は、以上でございます。

それでは、他に御意見もないようでございますので、只今議題となっております請願第1号について、採決することにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

継続審議という御意見もないようでございますので、この場で採決することにいたします。

本請願について、採択することに同意される委員は、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

安間教育長 挙手は、0名でございます。この結果について、事務局から請願者に通知するようお願いをいたします。

安間教育長 続いて、日程第7、請願第2号新型コロナウイルス感染拡大防止による一斉休校についての請願についてを議題に供します。

この請願について、最初に教育総務課から説明願います。

渡邊教育総務課長 請願の要件について、御説明いたします。

八王子市教育委員会請願処理規則第2条第2項に、請願書の規定が示されております。本請願につきましては、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名が記載され、押印がありましたので、請願の要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日傍聴者へお配りしている請願書の写しにつきましては、住所、連絡先、氏名を非表示としています。

以上でございます。

安間教育長 ありがとうございます。本請願につきましても、請願者から本制度の利用について、陳述を希望する旨の申し出がございます。八王子市教育委員会請願処理規則第6条第1項の規定に基づき、請願者に請願の事情について陳述の機会を許可することについて、お諮りをいたします。

請願者に、本請願の事情について陳述の機会を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、請願者に本請願の事情について陳述の機会を許可します。

それでは、請願の事情について、請願者は5分程度で簡潔に陳述をお願いいたします。

請願者 請願理由及び意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止による一斉休校が、3月2日より実施されましたが、新聞などマスコミ情報を見ますと、自治体の裁量で登校受け入れなど、さまざまな工夫が見られます。八王子市でも9日から、教室を開放し、昼食提供など対応がされました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のためとは言え、一斉休校は唐突であり、保護者や関係者に大変な負担と混乱をもたらしました。私たち八王子生活者ネットワークにも、さまざまな不安の声が寄せられたため、このように請願することを決めました。

私たちのもとに届いている声として、非正規の保育士として働く2児のお母さんは、シフトの代理が見つからず、仕事を休めない。休んだら休んだで、給料が保証

されるか分からない。子どもの幼稚園は休園で、預かり保育にはお金がかかる。それで、休めずに仕事に行った人には保証はない。3人のお子さんを持つ方は、職場に子どもを連れていっています。そのようなことをお聞きしました。ひとり親家庭や、共働き家庭など、多様な家族がある中で、八王子市として予想される課題解決のために、どのような議論をされたのか。今後どうしていくのでしょうか。

安倍首相は、全国自治体に休校要請を行いました。八王子市教育委員会が単に国の要請のみを理由に、休校を判断したのであれば問題です。東京都の教育委員会定例会では、合議を開かず、教育長が決定したことに教育委員会の委員が苦言を呈しています。八王子市においては、どのような状況だったのでしょうか。

子どもたちの学習の環境確保、学童保育などの受入体制、現場職員の意見、保護者の意見など、どのように把握して、どのように決定したのかをお聞きします。

休校の決定は、各自治体の教育委員会の権限です。方針決定までに、さまざまな意見を聞く時間を取り、体制を整えるために、休校にするにしても開始日をもう少し遅らせることもできたのではないかと思います。そここのところの教育委員会としての考えもお聞きします。

これが、請願項目の1つ目です。

そして2つ目は、学童保育のことに触れていますが、市教育委員会の管轄ではなくとも、教育委員会の休校決定が学童保育に連動していくことを鑑みて、請願をいたしました。

そして3つ目ですが、こちらについてはこの請願を3月5日に提出した後、感染状況などにより対応いただいていると認識をしておりますが、今後も継続して再検討をお願いいたします。

最後に、私たちがお願いをしたいのは、国から要請があった時には、現場の状況、声を把握し、多少の時間を費やしても自治体として検討し、決定をしていただきたいということです。今回、それぞれの現場でさまざまな工夫や努力をしたことと思います。学校現場で対応に苦慮したこと、子ども、保護者、学校職員の声、子どもの置かれている状況に関連ある部署との連携など、現場の声をきちんと把握して資料とし、今後の方針決定に、ぜひ活かしていただきたいと思います。今回、医療、介護、保健など、人をケアする職場で働く人たちの負担を強く感じました。ケアす

る人が、疲弊することのないような配慮、施策を望みます。

以上です。ありがとうございました。

安間教育長 ありがとうございました。

それでは、皆様から請願者への御質疑等はございませんか。よろしゅうございますか。大変分かりやすい請願でした。

私のほうから、1点。お話にもありましたけれども、3月5日時点とは変わっています。請願内容はこの3月5日時点のものということでよろしいですね。

請願者 はい、そうです。

安間教育長 はい、かしこまりました。

それでは、御質疑がないようでございますので、請願者の方、御退席をお願いいたします。

〔請願者退席〕

安間教育長 それでは、請願項目について指導課から説明をお願いします。

上野統括指導主事 本請願について御説明いたします。

まず、本請願につきまして、八王子市教育長並びに八王子市長宛に出されたものでございます。

では、請願1になります。新型コロナ対策として準備期間のないまま、保護者・子どもたちへの大きな不安と負担を強いてまで、学校の休校を決定をした理由と、決定のプロセスを公開してください。

請願項目1につきましては、令和2年2月27日に新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、内閣総理大臣から今がまさに感染の流行を早期に終息するために極めて重要な時期であり、子どもたちの健康・安全を第一に考え、全国一斉の臨時休校をするという方針が示されました。準備期間が少ないことは認識しておりましたが、国からの要請があるということは、子どもたちはもとより、市民の方々の生命の危機にも直結しかねない緊急事態だと判断し、本市教育委員会では臨時の教育委員会を開催し、学校保健安全法第20条に基づき、市立小・中学校を令和2年3月2日から春休みまで臨時休業とすることを決定いたしました。

続きまして、請願3になります。学校において、春休みまでの休校決定をそのままにせず、学校職員との十分な話し合いのもと、期間短縮など方針の再検討をして

ください。請願項目3についてですが、令和2年3月5日付で、令和2年3月16日より修了式、卒業式を感染防止の観点を踏まえ、規模を縮小して各学校の判断のもと実施することを、市立小・中学校並びに保護者向けに既に通知しております。今後の学校生活についての対応につきましても、小学校校長会、中学校校長会との定期的な意見交換や、臨時の小・中校長連絡会の開催、学校訪問による現状の把握を通して、現場からの意見を聴取しながら、随時検討してまいります。

以上で、説明を終わります。

安間教育長 只今、指導課からの説明は終わりました。今の御説明に対する御質疑、ございませんか。

よろしゅうございますね。

それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 先ほどの請願と重複する部分があるかと思えますけれども、簡単にお話をさせていただきますけれども、この一斉休校の措置につきましては、八王子市教育委員会の権限の責任に基づいて実施したものであるということを理解し、お話をさせていただきたいと思います。

また、今後の卒業式、入学式の対応ですとか、あるいは学校のスケジュールとかによって、それらに関して御指摘のありましたように、現場との意見調整などをしながら進めていくということについては、対応をしていくということで、お話をいただいたことに関しては、既に事務局のほうで対応していただくということですので、私どももそういった形で進めていただければと思います。

以上でございます。

安間教育長 他の委員からどうぞ。

柴田委員 先ほど申し上げましたことと重複するのですが、まずは子どもたちの命と健康、安全を守るということをそこに主眼を置いて、教育委員会としてサポートしていきたいというふうに思っております。只今いただきました意見の中で、現場の声に耳を傾けてほしいという切実な御意見がございました。これから例えば、保護者や家庭の声を聞いていく時に、八王子市は全校コミュニティ・スクールで学校運営協議会がございますので、そういったところを通じて、また、私も小学生の保護者でありますので、個別的にでも保護者、家庭の声、現場の声

というものを収集していくということに努めてまいりたいというふうに思っております。

安間教育長 ありがとうございます。他に御意見ございますか。

川島委員 先ほどもありますように、第1号の請願と内容が大分かぶるところだと思っておりますけれども、対応としては、先ほど伊東委員のおっしゃっているとおり、引き続き学校側、現場側の意見を聞いていただいて進めていただきたいということ。あと、この準備期間がなかったというところは、当然私も保護者なので準備期間なかったのですけれども、逆にそれをちゃんと捉えて、学校の例えばPTAの組織ですとか、各地域の有志の団体ですとか、例えば、学校だったり学童が、その時にはどうなるかまだ分からないというところから、もう下準備で、万が一何かあった時に私たちが受け皿になるよというふうの下準備で動きを始めているところも実際にはありました。そういう意味では、地域の力というか、八王子の底力をつけるいい機会だと逆に捉えて、今後もしこういうことがあってはいけませんけれども、何か有事の時に対応できるような組織というか、体制が取れたらいいなと思っております。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

それでは、私のほうからも休止に至った我々の考え方等については先ほども述べましたので、重複を避けます。ただ、一番、今、柴田委員のほうからも話が出ました学校の声聞くということにつきましては、教育委員会も議論して27日夜決定をして、28日に臨時校長会。その臨時校長会の場合でも、さまざまな意見、心配、懸念されることはないかということで、急遽聞いた上で、週明けの3日の日に、それまでに近隣の学校の意見を聞いておいてくださいねというふうに関員さんをお願いをいたしまして、3月3日に臨時の小中校長の役員会を開いて、そこで学校から来ているさまざまな意見や不安、お子様について協議をして、校長会等も協議をした上で、方針を決定してその翌日の3月4日の今度は小・中の全員の校長会をやって、その内容について話をし、議論をしてきました。

そして、状況が変わった翌週の3月13日にまた、校長会の役員会をやって、それ以降のことを協議をしたと。請願者、御説明者もおっしゃってありましたけれ

ども、大体このあたりについては今の点で説明できるのかなと思います。

さらに、それ以降の対応については、今現在、着々と既に何らかの形で対応を進めているところではないかなというふうに思っています。今後とも、これを決めたからこのとおりでガチガチでやっていくという話ではなくて、今回その2週前に2週間が開けたところで子どもたちにとってのけじめだから修了式や卒業式はさせてあげようというような決定をした。

さらに、その後も、では今現在は春休みにあたる期日をどのようにしていくかを議論すると。まさに、日々刻々と議論しながら変えている。この姿勢を今後とも続けていきたい。今の時点で、4月の始業式、入学式をどうしますと、こう決定しますということは当然のことながら言えないのですが、今の時点で決まっているのは、この卒業式と同じような規模を縮小した形で何とか子どもたちを新しい学校、進級した学校で受け入れてあげたい。そんな思いで進めていきたいというふうに考えております。

それでは、他に御意見もないようでございますので、只今議題となっております請願第2号について、採決をすることにいたしたいと思っておりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

継続審議の御意見もないようでございますので、この場で採決をすることにいたします。本請願について、採択することに同意される委員は、挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

安間教育長 挙手がございませんので、請願第2号、不採択とさせていただくものと決定をいたしました。この結果については、事務局から請願者に通知するようお願いをいたしたいと思っております。

なお、せっかくの機会でございますので、私から一言、事務局職員のほうに申しておきたいことがございます。この間、所管課は、わずか数名の体制で、延べ数百件の保護者からの不安の訴えに丁寧に対応しました。

また、一方で、今申し上げたとおり108校それぞれのたくさんある具体的な課題について、それぞれ対応をしています。そして、それをしながら年度末

の多忙な日常業務をこなす。このような中で、大変重く業務量も多い本請願 2 号に対応していただいたこと、この御苦勞、本当に感謝を申し上げたいと思います。市議会も現場の対応を支援するために、大幅に議会日程を変更する配慮をしていただいて、本事案への対応を優先していただいているところであります。職員は、何よりも重要な本務である子どもたちの安全・安心と教育環境、ここに注力できるよう、ぜひ、御自身の体調管理をしっかりと行っていただきたい。所管課の課長は適切な休養をぜひ勧めていただくとともに、御自身も休めるところは休む。何よりも、私たちがいる理由は、学校教育の正常化でありますから。そちらに向けた努力に集中できるような体調管理をぜひ、していただきたい。感謝の言葉とともに、このことをお願いしておきます。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。再開は 10 分後、11 時 05 分とさせていただきます。

〔午前 10 時 55 分休憩〕

〔午前 11 時 05 分再開〕

安間委員長　それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

安間教育長　協議事項となります。「令和元年度（2019 年度）八王子市立小・中学校の学力向上における総合的な取組について」を議題に供します。本件において、指導課から説明をお願いいたします。

野村統括指導主事　令和元年度八王子市立小・中学校の学力向上における総合的な取組について、指導課より御報告いたします。

各学校において、取り組んでいる習得目標問題についての取組のほか、外国語教育、理数教育、プログラミング教育の取組について、本市の学力向上における相互的な取組として、それぞれの担当である福島、志村、木村指導主事より御報告いたします。

福島指導課指導主事　本市では、市内全ての子どもたちが中学校を卒業する際に身につけておくべき、基礎的、基本的な知識及び議論を確実に習得させることが大切であるという認識のもと、教科書の例題レベルの問題を習得目標問題とし、市立小・中学校に周知しております。

配付した資料をもとに御説明いたします。配付資料 1 枚目の A 3 判の資料を御覧ください。

習得目標問題の問題数をもとに、習得目標値未満の児童・生徒数の割合を示したものになります。資料の上部が国語科、下部が算数、数学科となります。国語科で説明すると、例えば、一番上の欄は現中学校 3 年生が小学校 4 年生の時、習得目標値未満の人数が 9 8 0 人おりましたが、中学校 3 年生では 3 7 3 人まで減少しました。数学で説明すると、現中学校 3 年生が小学校時代に比べ、中学校 1 年生の時には 1 , 2 6 2 人まで人数が増えましたが、中学校 3 年生では 4 2 0 人まで減少したことが分かります。学年が進級するにつれ、学習内容が難しくなる傾向がある中で、数学においては中学校における習得目標値未満の生徒の取り組みの成果があらわれていることが分かります。

配付資料 2 枚目の習得目標問題の確実な定着を図る取組 No. 1 を御覧ください。中学校第 1 学年が 1 学期に受けた八王子市学力定着度調査の経過から、課題に応じた学習指導を実施し、基礎学力の定着を図るため、習得目標問題確認テストの実施をしました。今年度の新たな取組として、類似問題を市教委より 4 回分示し、東京ベーシック・ドリルや八王子ベーシック・ドリルとともに学習指導の際の実施に取り組みました。その結果、確認テストにおいては全項目で正答数を増やすことができました。

小学校では、4 年生において同じ取組をしていただいておりますが、今月の臨時休業により、確認テストの実施がおくれているため、5 年生に進級した際にテストを実施し、考察をしていく予定です。

真ん中より下の段、新たな取組を御覧ください。来年度の教育課程編成において、各学校は余剰時数を 1 8 時間を上限の目安とし、年間を通じた総授業時数の見直しを行い、授業日数及び 1 日の授業時数の工夫を行っております。これまでより余剰時数を減らした分、児童・生徒が習得目標問題を確実にとることができるための学校独自の取組を考え、各学校にて実施をしていく予定です。

ここでは、3 つの小学校における具体的な取組を紹介しております。中野北小学校では、「習得目標値未満の児童を 0 にするために」を目標とし、冬休み後、全学年の「ぐんぐんタイム」や、各学年の個別指導、補習などを続けてい

ます。

緑が丘小学校のPTAと協力しての「みどりっ子算数教室」は、教員のみならず、地域、保護者とともにその学校の教育を支えている大変良い事例です。

第四小学校では、小・中連携を活かし、第五中学校の生徒が子どもたちに指導する先生となるのも大変に意味があることと思います。

裏面のNo. 2のプリントを御覧ください。こちらでは、中学校4校の例を挙げております。元八王子中学校では、ベーシック・ドリル以外の取組として110段階プリントを補習や家庭学習で利用しております。

第五中学校では、学校運営協議会やコーディネーターの方々の協力により、放課後学習会を実施しております。

松が谷中学校の類似問題の利用例や補習、第一中学校では、普段の授業においての小テスト実施など、各学校においてさまざまな工夫をしながら習得目標問題の確実な定着を図っております。

八王子の子どもたちが、ある一定の学力を身につけられるように、今後も習得目標問題や東京ベーシック・ドリル、八王子ベーシック・ドリル等の活用により、基礎的・基本的な知識、技能を確実に習得させることを目標とし、日々、授業改善の取組を進めてまいります。習得目標問題を解けなかった児童・生徒が、この取組を通じて1つでも多くの問題を解けるようになり、子どもたち自身にできた、分かったという経験を多く積ませることで、さらにやればできる、やってみようという気持ちを持てる子どもたちを育てていきたいと思っております。

以上で、私からの報告を終わります。

志村指導課指導主事　それでは、八王子市におけるはちおうじっ子の可能性をのばす外国語教育の取組について御説明いたします。A3判の資料を御覧ください。

まず、使える英語力を育むための児童・生徒に対する取組です。A3判の資料上段、ALTの配置時間を御覧ください。今年度から特別支援学級に5時間配置いたしました。来年度も、どの学校にも今年度と同等時間の配置を予定しております。

資料中段、留学生を派遣した学習についての取組では、小学校5、6年生を対象

に、市内大学等から留学生を派遣し、授業で習った英語を使って授業時間だけではなく、給食の時間や休み時間にも留学生と触れ合い、英語を使ってコミュニケーションを図る取組を行っております。平成30年度より実施しており、今年度と合わせて2年間で延べ24校が実施いたしました。今後も協力大学を増やすとともに、外国語活動を行う3、4年生にも対象を広げ、実施校数を増やしてまいります。

次に、資料中段、右側のICTを活用した英会話の取組を御覧ください。中学校3年生の全生徒にIDとパスワードを配布し、Terra Talkというアプリを活用します。チャット型のインターフェースで、AIと音声でやりとりをすることで、いつでもパソコンやスマートフォンを使って英会話レッスンを行うことができます。今後予定されている都立高等学校入学者選抜のスピーキングテストの実施に向けた対策としても用いることができると考えております。令和2年度にプレ実施として4校、令和3年度は、全38校の実施を予定しております。

続いて、資料中段、音声教材1、2を御覧ください。いつでもどこでも英語を聞いて英語に親しむ機会の拡充のために、まず音声教材1「えいごでどういうの？」の取組は、昨年度から運用を開始しました。この取組は、平成30年12月の市長会見で内容を説明いたしました。国の主要教材であるWe Can 1・2のユニットセンテンスに必要な言葉を選定し、その学年で学習した英語を家でもう一度聞き、復習することなどに活用することができます。令和元年度は、1年間で2万1,430ビューの実績がありました。

次に、今年度作成いたしました音声教材2「えいごでいえるかな？」の取組です。画面上、パワーポイントの画面を御覧ください。4月から新学習指導要領が全面実施となり、小学校第5、6学年において外国語で教科書が使用されます。その教科書の内容にあわせて、家庭学習においても活用できる予習・復習プリントを作成いたしました。このプリントは、学校ホームページなどからダウンロードして、パソコン上でも紙媒体でも、いつでもどこでも予習・復習を行うことができるようにいたしました。

画面上の丸の部分をクリック、もしくはスマートフォンなどのQRコードで読み取ると、イラストに合わせた音声がかかります。

また、次のQRコードを読み取ると、問題に対する答えが、英語で流れます。さらには、動画を使って外国人の先生をお手本に、発音の確認や練習をすることができます。実際には、こちらを御覧ください。

〔映像視聴〕

志村指導課指導主事 この他にも、プレゼンテーションの練習動画も用意しております。さらには、社会科の副読本から八王子市の特徴的なものなどを会話の中にたくさん取り入れております。第6学年の最終段階では、八王子の良いところ等を消化できるような学習の構成も工夫しております。この取組を多くの子どもたちや保護者に周知するために、画面のような日本語版と英語版のリーフレットも作成しております。年度初めの保護者会等で配付できるよう、準備を進めております。

教員向けには、教務主任研修やALTの活用研修で、使用方法等を紹介してまいります。実施開始は、令和2年4月からを予定しております。

最後に、教員への取組です。A3判の資料に戻っていただき、下の段を御覧ください。まず、授業力向上研修では、今年度研究授業の様子を動画で撮影いたしました。令和2年度は、撮影した動画を活用し、教員自身のパソコンで視聴しながらオンラインでの研修を行うことで、授業改善に努めてまいります。

英会話研修では、今年度の夏季教員研修で小学校の先生が中学校の英語教員レベルの研修を受講するなど、小学校の先生方の授業改善に向けた意欲の向上も見られました。

以上の取組を通して、今後も八王子市の外国語教育の推進を図ってまいります。

木村指導課指導主事 私からは、はちおうじっ子の可能性をのばす取組【理数教育・プログラミング教育編】について御説明いたします。八王子市は、平成30年度から令和2年度までの3年間、東京都教育委員会から理科教育支援推進事業地域の指定を受け、理数教育に関する取組を充実させてまいりました。これらの取組とこれまで市として行ってきた取組を整理し、体系図としてまとめました。A3版の一番最後の体系図を御覧ください。取組は、大きく分けて1段目の学校外の体験、2段目の学校内の体験、3段目の教員研修、そしてその下の段の授業、出前授業、研修を合わせたプログラミング教育の4段になります。

初めに、一番上の段を御覧ください。学校外の体験は、週末や長期休業中に学校

外で行われている取組です。理科や科学に興味を持つ子どもが、中学生になってもさまざまな体験ができるように、今年度は新たに体系図の右上にあります中学生理科教室を実施いたしました。中学生理科教室は、今年度東京工科大学と工学院大学の協力を得て、各大学で2回ずつ、合計4回実施いたしました。それぞれ講座名は、小麦グルテンの不思議な世界、マイクロ・ナノの世界を体験しよう、プログラミング入門、光とエネルギーです。大学生向けと同程度の講義、実験を行うことで、受講した中学生からは、「中学校で学んだことよりも深く知ることができた。」などといった感想が聞かれました。来年度は回数を増やし、より充実させていく予定です。

次に、教員の研修について御説明します。理数教育に関する教員の研修としては、長期休業中に行う教員研修とは別に、一昨年度から学期中に学校を訪問して行う授業連携を開始しました。授業連携においては、事前に学校と教育委員会、講師が連絡を取り、どのような授業を作るか、それにはどのような準備が必要か、一緒になって考えます。こうすることで、教員や学校が授業連携実施後に同様の授業を自分たちで行うことができるようにしていくことが期待できます。

最後に、プログラミング教育について御説明いたします。プログラミング教育は、令和2年度より小学校において全面実施となります。本市では、平成30年度と令和元年度の2年間、小学校3校が東京都教育委員会プログラミング教育推進校として、プログラミング教育の実際について研究を行ってまいりました。1月には研究発表会を行い、市内の小・中学校に取組内容を周知いたしました。来年度は、より多くの教員がプログラミング教育において論理的思考力を育む授業の具体的なイメージを持てるよう、出前授業や研修を行う予定です。

プログラミング教育の出前授業については、LINEみらい財団から講師を招き、小学校4年生に算数の授業を行っていただきます。他の学年についても、市内外の教育機関や企業と連携し、出前授業を行うように調整しております。また、教員にはプログラミング教育指導者養成研修を行います。この研修は、本市で来年度配付を予定しているプログラミング教材を使い、教員が実際の授業づくりと実践、そして実践報告を行う研修です。各学校において授業を行う際には、他の学年の教員も参観できるようにし、プログラミング教育を指導できる教員を増やしていきたいと

考えております。

以上のように、本市ではさまざまな機関と連携し、子どもへの学校外の体験や学校内の体験の提供と、教員への授業連携や出前授業研修を行っております。今後も、八王子市から将来理数分野で活躍する人材を輩出することを目標に、取組の充実を図ってまいります。

以上です。

安間教育長　　只今、指導課からの報告が終わりました。何か本件について御質疑ございませんか。

それでは、御質疑というふうに固定せずに、協議に入りたいと思います。随時、質問事項、確認事項ございましたら、お願いしたいと思います。

伊東委員　　御説明ありがとうございました。それぞれ各学校の取組がたくさんあるなというふうに思います。前に一回少しお話をしたかもしれませんが、新しい学習指導要領の例えば、小学校あるいは中学校における学級活動の中で、これまで特に見られなかったかもしれませんが、要するに、その日々の教科の学習活動をこの学級活動の中で振り返って、学級活動における取組として教科の活動を場面場面で振り返って、自分の学びの成果というものを確認していくという、そういう項目が新しい学習指導要領に入ってきています。これは、キャリア教育や、あるいは進路指導に関連して、子どもの学力向上に非常に重要な新しい取組だと思うのですが、このあたりについては前回小学校のキャリアパスポートについて最後にお話をいただいたのですが、中学校などではどういうふうにされているのでしょうか。

福島指導課指導主事　　キャリアパスポートについては、来4月に小学校6年生と、それから中学校のほうも対象になっております。その中で、特に中学校に入ってきたところで、小学校の教科の振り返りをする場面もあります。それから、中学校はやはり3年間の中で、やはりその後の上級学校への進学に向けて、自分自身が今まで9年間勉強してきた中で何が得意、何が不得意、もしくは、苦手なのだけでもやればできるという、そういう肯定意識がないと、上級学校に行ってもなかなかその先が続かないという事例がたくさんありますので、なるべく中学校の進路指導のキャリア指導の中で、小学校からの学習の積み重ね、そして中学校の中でも肯定意識

といいますが、それらを高めるような学級指導になればいいなと思っておりますので、そこは本当にこれから新学習指導要領だけではなく、全体の学級指導の中でも私たち指導課のほうから発信できるような取組をしていきたいと思っております。

伊東委員 ありがとうございました。

まさに、その方向でお願いしたいと思えますけれども、これを学校に定着させるからには教育研修とかそういうのを今まで以上にやっていかないといけないですし、学校の先生方にまずその意義を理解していただかなければいけないということで、指導資料を作成する人が色々な教育委員会としての取り決めがあるかと思えますけれども、ここがすごく重要なところだと思いますので、こういったICTのことも非常に、これ物すごく意味があることだと思いますけれども、子どもたちの学びの基本的な考え方を変えていくという新学習指導要領の新しい考え方に基づく考え方のこのあたり、学校の先生方にきちんと理解していただけるよう、強くお願いをしたいと思えます。

安間教育長 他に、御意見等はございますか。

柴田委員 習得目標問題の確実な定着を図る取組について伺いたいのですけれども、確実に八王子市の子どもたちの定着目標値未満の数というものが減っているということが、経年調査の推移というところが明らかになったところですが、その背景としましては、各学校の細やかな取組というところがあると思えます。その中で、例えば、PTAや学運協と協働した学習指導の取組の事例を3つ紹介していただいたのですが、このような取組が全校で広がればいいのですが、現実問題としまして、ボランティアの方がいらっしゃらなくて困っているというような地域もあると思えます。そういったところへの配慮や支援というところは、どのようにお考えですか。

福島指導課指導主事 今、お話いただきましたPTAですとか学運協との協働で、放課後でやっている学校も今、数多くあるのですが、その一方で、やはり全校がやっているかという、まだ全校実施でないことが事実でございます。その中で、今、市教委のほうでサポーターといいますが、まずは今、低学年の授業のほうに御協力をお願いして、授業に入っている方が、そのつながりで例えば放課後等に入っていないか、なかなか地域の中で活用が難しい場合には、まず学校の授業で入

っている方にそのまま残っていただいたりとか、そういうのを細々やっているところもございます。

それから、学運協は、学校母体なのですけれども、例えば、第五中で言うと第五中学校と第四小学校と第一小学校という三校が集まる中で、今、小学校でこういうことをやっていますということを、中学校側の学運協のほうにも連絡をしていただいて、そういうことをやっているのだ、そうしたら、こういう協力ができるねということで、さらにネットワークを広げていただいているところもあるので、そういうところで、さらに色々なところで広がっていく中で、御協力者がつながるといいかなと思っております。

安間教育長 他にございますか。

川島委員 最初のこの習得目標未達の推移、これは平成26年から取り出したということですか。それ以前の資料はないということですか。

福島指導課指導主事 26年度から始まりました。

川島委員 分かりました。引き続きこのような活動をやっていただいて、母数が少ないかと思うので、全体の傾向を取っていただければと思います。算数・数学も、やはり小学校5年生でドンとパーセンテージが上がってしまうところが、意外と数が共通しているので、ここは何かしらの対策が逆に立てやすいと思うので、その辺も少しフォローしていただきたいなと思うのが1つあります。

あともう1つは、プログラミング教育のところの出前授業について、4年生は70校実施とうたってありますが、5、6年生のところでは約30校というのは、全校やらないのですか。

木村指導課指導主事 今現在、各連携できる企業や大学のほうと調整をしております、やはり地域が広いので、10校ずつぐらいの見込みで動いているところでもありますが、全校対応できるようにという調整もしております、5、6年生以外の学年も含めて、希望があったところでできるようにこちらのほうで検討してまいります。

川島委員 ありがとうございます。ぜひ、希望される方には受けられる機会を与えてあげていただきたいなと思います。引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

安間教育長 それでは、私のほうからも。この最初にある学力の考え方については、要するに他の自治体とは全く関係なく、八王子独自でこのような方針を立てて、やっと定着もしてきたのかなというふうに感じているところであります。やはり、学力というのは、他の生徒との比較ではない、平均点が幾つだとかそういう話ではない。一人ひとりの子がどうなのか。そして、しっかりと補習していく。力をつけてあげるとというのが、やはり、私は学校の役割だと思います。

そういう意味で、この習得目標値というのを作って、この問題だけは理解できるようにして卒業させてあげようという、私はこの考え方は確信を持って正しいと言えと思っています。

従って、根幹、学力調査の意義について議論がありますけれども、学力調査というのは何のためにやるのかというと、この2枚目の資料にあるように、5月の段階でできなかったものを学校で一生懸命フォローして、その学年のうちにできるようにしてあげること。そのために学力調査というものがあるのだと。何も、平均点が幾つで、どこがA校とB校を比べたらA校よりB校が何点、何ポイント高いとか、そのようなために学力調査なんてやっているのではない。一人ひとりが何ができて、何ができないのか。そして、そのできない部分を何とかできるようにしてあげること。調査はそのためにあるのだという調査の意義をもう一度、学校には徹底をしていただきたいなと思います。

4年間取り組んできたわけですがけれども、やはり、若干学校の意識の違いというものも見えてきます。いまだに本校の平均点は幾つですと言っている校長先生がいます。平均点で把握していたら、それは中心化して一定の値になるのは当たり前で、全国の学力調査でだんだんその差が少なくなって、1つ数値が近づいてきましたというのは当たり前なのですね。そんなことが目的なのではなくて、誰が困っているのか。誰に力をつけてあげなければいけないのか、そこに着目する。つまり、平均点、人との比較ではなくて絶対値の比較です。この意識をぜひ、さらに校長には伝えていただきたいし、先生方にとっても自分のクラスの平均点と隣のクラスの平均点が違うからどうのこうのなんてないのですよ。全くない。そのことをぜひ先生方には力強く言ってあげてもらいたい。何人フォローできたのか、そちらのほうで自慢をしてください。うちのクラスの子たち、Aちゃんがこの問題ができないからこ

ういうフォローをしているのだと。それを誇りに思ってもらえたらいいと思います。ぜひ、学校にも伝えていただきたい。私は今後とも八王子市は、よその自治体がどうであろうとも、これが義務教育の責務だという信念をもって進めていきたいというふうに考えていると申し上げておきたいと思います。

2つ目の英語の教育に関してです。私は常々、英語教育というのは英語を学ぶことの意義というのは、いつ使うのですかと。それとセットでなければ、学習意欲というのは全く湧かないわけです。今ここで議論していて、英語を使って会話する必然性が全くないわけですね。意思疎通ができる、コミュニケーションする。そうすれば、子どもたちにとって一番大事なのは、英語を使わざるを得ない必然性、この動機づけというのが一番大事だというふうに思っております。その上で、留学生を派遣した学習について、小学校のほうで市内の留学生と連携した事業をどんどん、どんどん拡大していってほしいのですが、これはぜひ中学生に、中学生だったら発表できる機会があるでしょう。こういう課題があるのだということを、ぜひ生涯学習政策課のほうで把握しておいて、今度の海外交流事業なども再編しますけれども、こういうその実体験の場として位置づけてあるという姿勢もぜひ持っていただきたい。

それと、この英語教育に関しては、音声教材、特に保護者の方にこういうものがあって、いつでも聞けるのだよということが、多分知らない方がかなり多いのではないかな。知ってもらおう努力をしてもらいたい。私の理想形は、子どもたちが寝る前にスマホでチャットをやるくらいだったら、1回くらいこれを聞いてもらって、子どもたちは多分耳で覚えるのが早いと思うのですよ。それで、ペラペラとしゃべる練習をすると。そういう意味では、非常に有効なコンテンツだと思います。これ八王子市独自で作ったわけでしょう。もったいないですよ。前にも話しましたがけれども、私が都庁で義務教育の担当の課長をやっていた時に、これをやりたくてやりたくてしょうがなかったのに、東京都でもやれなかったんです。それを八王子市ではこうやって連携大学がいっぱいあるからできるわけですよ。ぜひ自信を持って八王子市民に話してあげてください。

3点目は、プログラミング学習についてです。少し気になったのは、下から

2 段目の授業のところなのですが、木村指導主事が説明していたプログラミング教育というのは、論理的思考力を育てるものなのだという、それが原則ですよ。ただ、どうしても言葉上でプログラミング教育というと、あたかもコンピューターを使って、本当にプログラミングをしていく、こういうような入力をしていくという形になるというような、そういう教育なのだというふうに思われがちです。その疑念を払拭してください。論理的思考力を育てるのだから、例えば三段論法だとか、論理的に人を説得する話し方や、そういったものがプログラミング教育の本質なのです。全ての子どもたちに、コンピューターを使って何らかの操作ができるようにプログラミングを教えることが、必ずしも目的ではない。ちゃんと順序だてて人に説明できるとか、物事を考えられるとか、そういうような思考力というものが、このプログラミング教育の本質なのです。プログラミング教育という言葉から、コンピューターを使える力という、そういう意識は払拭をしていただきたい。

そういう意味で言うと、中学校の数学の先生に言えば分かると思いますが、それを最たるものといったら 2 年生ぐらいでやる三角形の合同の証明とか、そういう教育がここに入っていない。中学校が技術・家庭科となっている。分かりやすいですよ、コンピューターです。コンピューターの操作なのです。こういうメッセージを与えてしまえば、やはり聞いている子どもたちや保護者の方々は、ああ、プログラミング教育はやはりコンピューターを自在に扱うものなのだ。エクセルができるようになればいいのだと誤解してしまいます。国語の授業だって、論説文の読み方だってあります。あれはまさに、論理的思考力を育てる問題。皆様方も聞いていると思うけれども、教科書が読めない子どもたちという、新井紀子先生という先生が、もうずっとおっしゃっていて、要は文章題が読解できなかつたら、問題解決なんてできないわけですよ。いかに、その文章をちゃんと何が言いたくて、何が問題で、何を問われているのかと、そういうのが分かるような力をつける。私は、それがプログラミング教育の本質だと思っていますから、この見せ方にしても、もう一度再考していただいて、各学校に指導する際に、それが教育の本質となるということをぜひ、伝えていただきたいというふうに思います。

相当バージョンアップしてくれていますけれども、先ほどの話ではないですけれども、さまざまな業務がある中で、こういう新しい課題に一生懸命取り組んでいただいて、ないものをどんどん作っていただいた皆様方の努力に、この場を借りて感謝をしておきたいというふうに思います。

○安間教育長　　続きまして、いじめを許さないまち八王子条例に基づく八王子市教育委員会におけるいじめ防止の総合対策についてを議題に供します。

本件について、指導課から説明があります。

上野統括指導主事　　いじめを許さないまち八王子条例に基づく八王子市教育委員会におけるいじめ防止の総合対策について、担当の鈴木崇央指導主事より説明いたします。

鈴木（崇）指導課指導主事　　それでは、いじめを許さないまち八王子条例に基づく八王子市教育委員会におけるいじめの防止総合対策について配付いたしました資料をもとに御説明いたします。

八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会による報告書が、令和元年8月5日に提出されました。この報告書に基づき、令和元年10月2日に行われました総合教育会議を受け、いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された再発防止に向けた8つの提言や取組についてを報告したところでございます。本資料は、これまでも取り組んできた対策を含め、今後の学校、家庭、地域、教育委員会の取組についてまとめたものとなっております。構成としましては、子どもの動静把握、事案への対応、いじめ防止教育の8つの柱組となっております。それぞれの大柱について、左側の学校で取り組んでいることに対し、今後、右側の新たに加える取組が示されております。

初めに、大柱の1つ、子どもの動静把握について御説明いたします。1点目といたしまして、家庭から発信される情報として、平成30年11月より行っております子ども見守りシートによる学校との連携強化がございました。これは、子どもの気になる様子について、家庭より学校へ連絡いただくものとなっております。家庭での子どもの様子は、動静を把握するときの大きな情報源となり

ます。そのため、連絡を受けた学校は、対応について家庭と連絡を取り合い、対応後に本シートへ対応状況を記載の上、家庭に返却いたします。対応後も、写しを学校に保存し、また、教育委員会にも一部写しを提出して、経過を見守るようにしております。

2点目に、学校による児童・生徒の動静把握として、小学校5年生、中学校1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接がございます。児童・生徒一人ひとりの状況を把握するとともに、担任との情報共有や生活指導に活かしてまいります。また、必要に応じて声掛けや面談を実施しております。

3点目に、八王子市教育委員会の取組としまして、いじめやその他、生活上のさまざまな問題や悩み事に関する相談窓口がございます。こちらは、八王子市教育センターに窓口が設けられております。子ども電話相談や、総合教育相談では、相談の内容や保護者、生徒などの対象に応じ、各担当が相談にあたります。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関を紹介させていただくことがございます。相談窓口は、教育センターのほかに、八王子市役所内総合教育相談もございます。

4点目に、一人ひとりの動静を把握するための次の3つの調査を実施しております。児童・生徒が相談できる大人に関する調査では、相談できる大人がいないと答えた児童・生徒がいた場合は、教員による面接や声掛けなど、児童・生徒が安心して相談できる大人ができるまで対応を続けます。長期休業日前、長期休業日終了前の児童・生徒の状況把握調査については、長期休業日前となる7月や12月、3月の終業式、修了式を前に、不登校傾向や様子の気になる児童・生徒に声掛けや家庭への連絡を行っております。また、長期休業日明けとなる始業式前には、改めて家庭へ連絡し、児童・生徒の様子を確認し、必要に応じて家庭訪問を実施するなどの対応をしております。

ふれあい月間におけるいじめ及び不登校に関する調査については、年間2回以上の調査から、児童・生徒のいじめや不登校の状況を把握することになり、校内での対応状況について教育委員会へ報告するものとなっております。

右側、新たな取組といたしまして、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)がございます。こちらは、5月から6月に学校生活に関するアンケ

ートを実施し、要支援群に属していることが分かった児童・生徒については、個別の聞き取りを行い、児童・生徒の理解を深めるとともに、安心感や自己肯定感のできる授業や、指導の改善につなげてまいります。改善が図られているかを含め、経過については、2学期に行われます2回目の調査で状況を確認するとともに、教育委員会にも結果の報告をして、必要に応じて対策を講じてまいります。

これらの調査を実施し、児童・生徒の状態を常に把握することにより、いじめによる重大事態の早期発見、早期対応に努めていくものとなっております。

続いての大枠、事案への対応について御説明いたします。1点目となりますスクールソーシャルワーカーにおける学校・家庭への支援については、これまでも学校訪問・家庭訪問などを通じ、学校と家庭との調整・関係機関とのネットワークの構築や、連携、調整といった支援、相談を実施してまいりました。新たに加える取組としましては、より充実した対応を図るために、スクールソーシャルワーカーを増員してまいります。具体的には、6名体制により1人当たり18校となっていたものを、10名体制にすることにより、1人当たりおよそ10校を担当とし、より充実した支援や相談を実施できるようにしてまいります。

2点目、市の法制課に配置の弁護士による法律相談についてです。これまでの対応として、学校は必要に応じて法制課に申請し、法的な助言を受けてまいりました。このたび加えられるスクールロイヤー制度の新設により、教員の職務や日ごろ行っている保護者対応も、学校の教育活動について認識のある人材による相談体制を構築します。

また、管理職や教員に向けたいじめ予防に対する研修の実施も予定されるなど、より現場に特化した法律相談もできるようになります。

3点目は、スクールカウンセラーによるカウンセリングや相談体制の充実についてです。これまでも子どもからの相談や、担任との情報共有、校内委員会での対応への助言など、カウンセリング機能や相談体制の充実を図ってまいりました。新たに加える取組としましては、学校心理士スーパーバイザーによるスクールカウンセラーに向けた研修を実施してまいります。さらに、各学校にお

ける個別のケース対応についてスクールソーシャルワーカーとともに、学校心理スーパーバイザーが学校を訪問し、スクールカウンセラーと学校関係者を交えた協議をしております。

続いて、下段にございますいじめ防止教育について御説明いたします。1点目の適正なインターネット利用推進を図るための学習機会についてです。これまでも学校ではSNSによるトラブルの未然防止や適正なインターネット利用推進を図るための学習を設定しております。新たに加える取組としまして、小学校6年生を対象とし、情報機器会社によるメディアリテラシー教育を実施しております。

2点目のいじめ防止・SOSの出し方に関する授業については、学校では令和元年度よりいじめ防止に関する授業を年間3回以上、SOSの出し方に関する授業を年間1回以上行っております。また、校内においていじめ防止に関する研修を、全小中学校で実施しております。新たに加える取組としましては、日々の生活の中での個々人の観察や、中学校内での人間関係のアセスメント等が、いじめの抑止に向けた第一歩につながると考え、学校外の団体によるいじめ防止プログラムの活動を取り入れます。

3点目の八王子市いのちの大切さを共に考える日については、今年度の夏季休業日明けとなる9月2日に、八王子市立小・中学校全校で、命に関する校長講和及び生と死にかかわる教育の実施など、命について考えを述べる機会を設けました。新たに加える取組としまして、一人ひとりの児童・生徒のかけがえない命を必ず守るという考えのもと、児童・生徒、教員、保護者、地域など市民皆でいじめ問題や不登校問題なども含めて、夏季休業日前の6月から7月にかけて、各学校で、いのちの大切さを共に考える日を実施しております。

このように、いじめを許さないまち八王子条例の基本理念をもとに、今後取組を進めていく中でさらに必要なものがあれば、できることから対策を進めていきます。

私からの説明は、以上で終わります。

安間教育長　　只今、指導課からの報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

それでは、先ほどと同じように御質疑合わせて協議をすすめてまいります。

私のほうから1点確認なのですが、今のいじめ防止教育の下から2つ目、3つ目、要は、これまで各学校でインターネット利用とか、いじめ防止の教育はしてきたけれども、それに加えて本市の小学校6年生全員、本市の中学校1年生全員に学校に負担をかけないように出前講座をやる、ということですよ。

鈴木（崇）指導課指導主事 おっしゃるとおり、外部の団体によるプログラムの実施を予定しております。

安間教育長 分かりました。各委員の方から他にございますか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。いじめ防止に向けて、さまざまな取組が行われて、これをしっかりと徹底していくことが大事なかなというふうに思っています。総合教育会議でも説明させていただきましたけれども、いじめの防止に向けた取組というのは、未然防止とか、早期発見、早期対応ということで、そういったそれぞれのフェーズに応じた対応も必要になってくるわけなのですが、その上でやはり未然防止というのが一番今やっていかなければいけないですし、その意味でやはり子どもたちの学級生活の状況というのをしっかりと把握していくということがとても大事で、ただそのためにQ-U調査というものがありますが、このあたりについて、学校がこれまでやってきたうえでの受けとめ方というのですか、学校はこの調査に関してどんなふうに思っているか、そういった感想をお聞きしたいのですけれども。

鈴木（崇）指導課指導主事 Q-Uの調査に関しまして、こちらの説明でもありましたように、2学期に学校から状況報告をいただいております。その中で実際に子どもたちの様子を細やかに見ていただいている様子が報告の中から分かりました。実際に、要支援の子どもたちが変容する姿、また指導の中での授業改善なども含めて、対応について改善が図られている様子が報告の中にありました。

柴田委員 スクールロイヤー制度について伺いたいのですが、令和2年の1月から実施されまして、保護者の方にとってもそうだと思いますが、こちらは特に現場の教職員の方が安心して子どもに対応ができるというようなプログ

ラムを作る上で、とても大切な取組だというふうに思います。このスクールロイヤーにおけるいじめ予防に関する基本姿勢というのは、学校の教職員を対象に行われるようなものなのでしょうか。

渡邊教育総務課長 今年度に関しましては、生活指導主任の先生方の研修会、108名の生活指導主任に向けたスクールロイヤーからの助言指導という形で研修会を実施しました。1月の下旬から事業実施して、相談も今まで2年間、法務相談員の相談6件だったのですが、今年度既にもう8件の相談を対応していただいているところであります。研修に関しましては令和2年度は、学校長、副校長と教員などという形で研修を実施したいと考えております。

安間教育長 他にございますか。

伊東委員 もう1点。先ほど未然防止との観点で、もう1つ質問というか意見ですけれども、いじめ防止教育のところのいじめ防止プログラム、ソーシャルスキルトレーニングとあるのですが、ソーシャルスキルトレーニングというのは、例えばどういう感じのものを考えられているのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

鈴木（崇）指導課指導主事 実際に内容としましては、子どもたちが自分の気持ちの整理の仕方、そのあり方について扱うようなアンガーマネジメントに関わる内容です。また、ソーシャルスキルトレーニングの中でも特に相手を尊重して適切な方法で自己表現を行っていけるような、お互いに尊重しながら意見を交わすことができるコミュニケーションのようなものを想定しております。

伊東委員 今お話いただいたそのアサーションはとても大事なことで、人間関係形成力をトレーニングをして培う、要するに爽やかに自分の言いたいことを言える、主張できるような、自分も大切に、また相手も大切にするというようなトレーニングだと思いますけれども、こういったものって、実は教員自身が子どもたちに指導する時に、もちろん教員が外部の研修を受けてそれと同時に、一回こっきりで終わっているのではなくて、日々のその教育活動の中で、特別活動ですとか、あるいは日常の単学活の中で肯定的カウンターとかこういったアサーショントレーニングとかこういったものをどんどん、どんどん使うことで、やっていくことが結構重要だと思うのですね。そういった意味で、このい

じめ防止教育の例年のこのいじめ防止・SOSの出し方に関する事業の一環として、教員研修、そういったものができるようなことをやっていただけるとありがたいかなというふうに思いました。

安間教育長 他にございましょうか。

柴田委員 もう2点お伺いしたいのですが、スクールカウンセラーの事前面接を実施しております。スクールカウンセラーが主に子どもを対象として学校という学校生活の中でも子どもを対象とした面接ですが、一方でスクールソーシャルワーカーのほうは、主に家庭支援というようなところに重きが置かれているのかなというふうに思います。このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの方をつなぐ場と申しますか、問題を共有する場であったり、両者の意見を交流する場という、そういう仕組みについてはどのように今のところ構築されていますでしょうか。

鈴木(崇)指導課指導主事 今回、学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築の中で、1つスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが協働してスーパーバイザーより助言や相談を受ける場として、2点目にございます学校心理士スーパーバイザーが学校を訪問し、助言や相談を行うというのがございます。こちらは、学校から特に相談を求められた内容に関し、スーパーバイザーが学校に直接訪問をしまして、そこにスクールソーシャルワーカーなども一緒に行きまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校のスーパーバイザーによる助言や相談をもとに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーから学校と相談をしていくということを行っております。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

川島委員 大分ブラッシュアップしていただいて、右側のもすごく分かりやすいなと思います。ありがとうございます。

新しい言葉がいっぱい出てくるので、例えば今回も学校心理士スーパーバイザー、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、いっぱい横文字があって、私自身も何が何だか分からなくなってしまう、そんなことはないのですが、まだパッと聞いてもその役割だとか、そういうのがなかなか頭に浮

かばないと思うのですね、実際。その辺を何か分かりやすく、今の柴田委員の話ではないですけれども、何か相関図ではないですけれども、スクールサポーターって何ができるのかとか、それ多分分からない人いっぱいいらっしゃると思うのですね。そういう何かこう、全体が分かるというか、そういうのはどこかで御教示いただけたらすごく助かるなと思ひましてお願いしたいと思ひます。

安間教育長　　すごく大切な要望です。

私のほうからも毎回、総合教育会議で申し上げていますが、これらの取組をできる限り一生懸命やっているわけですが、根本は、学校の担任の先生や学年の先生がいかにか子どもたちを見てあげられるか。そこに関わっています。例えば、今も一斉休校しておりますけれども、当然のことながら気になる子どもに関しては、最低限電話連絡。私は、できれば家庭訪問して、こういう機会ですからね、じっくりと話を聞いてあげるようにしてもらいたい。そこら辺の取組を進めていただきたい。そして何より私たちがこれからやるべき一番のポイントというのは、先生たちが、さっきの話ではないですけれども、本務である自分の子どもたちのために使える時間、これをしっかりととってあげると。これが、私たちのこれからの一番の役割だと思ひます。まさか、先生たちが今この時期に我々が書類を出せ、何を出せなどということを書いて、その書類を作るために今言ったような家庭訪問もできない、連絡もできないなんてそんな状況はないと思ひますけれども、そういう基準で我々の仕事も進めてもらいたい。やはり、先ほどから福祉的な側面が学校にはあるというふうに話しましたがけれども、やはり学校は学校ですからね。しっかりと子どもたちに責任を持つべき学習指導、生活指導、そこに教員が集中して仕事ができるように、それを配慮するのがこれからの私たちの役割だ。そのことをぜひ事務局も自覚をしながら進めていただきたいということだけ申し上げておきます。

それでは、以上の協議を踏まえまして、事業を進めてください。

安間教育長　　続きまして、新たな部活動指導体制の構築についてを議題に供します。本件について、指導課から報告をお願いします。

上野統括指導主事　　新たな部活動指導体制の構築について、担当の鈴木篤指導主

事より御説明いたします。

鈴木（篤）指導課指導主事 私から、新たな部活動指導体制の構築についてと今後のスケジュールについて、説明させていただきます。

協議事項資料を御覧ください。生徒と教員のニーズに応える持続可能な部活動の実現に向けて、新しい部活動指導体制の構築を目指し、部活動のあり方検討会を今年度4回開催し、部活動等の具体的な方針を示した「八王子市教育委員会市立学校に係る部活動の方針」を策定し、2月26日の第19回教育委員会定例会で御承認をいただきました。この方針策定と共に今後の八王子市の部活動指導体制の構築に向けた方向性と、市立学校に係る部活動の方針の内容についてまとめた「生き生きと子どもが育つ学校生活に向けて～持続可能な部活動の実現～」を作成しました。

別紙を御覧ください。表紙では、市立学校に係る部活動の方針策定の趣旨や方針の内容を踏まえ、持続可能な部活動の実現に向けた5つの改善の方向性を示しております。

2ページ目を御覧ください。八王子市の目指す部活動のあり方と実現に向け、生徒や学校への支援を考える上で、2ページの下の図のように生徒の部活動に対する希望と、学校の部活動の状況の組み合わせによる支援を行っています。左側の生徒の部活動に対する希望では、生徒の部活動に対する希望として大きく3つのタイプに分けてあります。右側の図は、学校の部活動の状況を示しています。明確に区別できるものではありませんが、個々の状況を3つのタイプに分けてあります。

また、生徒が希望している部活動が在籍校にはないということがあります。それを4タイプとしました。これらのAからCの3つのタイプと、1から4の4つのタイプの組み合わせで4通りの状況を想定し、それに対して教育委員会と学校がそれぞれどのような支援・手だてをとっていくかを3ページにまとめてあります。

3ページの図を御覧ください。まず、共通する事項として学校の部活動の方針策定、体罰やハラスメントの根絶、施設の安全対策や熱中症等の事故防止。生徒の心身の健康や個々への負担軽減のための適切な休養日の設定をすること

が、共通する事項であります。共通事項の下には、先ほどの生徒の希望と学校の状況の組み合わせから大きく5つのケースを想定して教育委員会の取組と学校の取組に分けて示しております。これらの支援改善によって、持続可能な部活動の実現を図ってまいります。

最後の4ページには、市立学校に係る部活動の方針の主な内容についてまとめて記載しております。今後のスケジュールにつきましては、令和2年度4月実施の部活動指導者研修会資料として、また4月実施予定の八王子市中学校体育連盟連絡協議会のほうで配付をし、まず学校の先生方に部活動の方針の内容と、今後の八王子市の部活動の方向性について御理解いただきたいと考えております。説明は、以上でございます。

安間教育長 只今、説明が終わりました。本件について、御質疑ございませんか。それでは、御質疑も含めた協議に入りたいと思います。各委員さんのほうから何かございましょうか。

伊東委員 後ろのところ一番上に、部活動の休養日を週に平日1日以上とあるのですけれども、ということは、1日休めばいいというような考え方もある。これ、2日とかにはできないのでしょうか。

鈴木(篤)指導課指導主事 部活動の休養日に関しては、週に2日ですね。平日の1日と土日のどちらか1日を休むということを想定しております。

安間教育長 他にございませんか。よろしゅうございますか。

考え方とすると大きな転換になると思うのですよ。ずっとやってきた中学校の先生方からすると、時間をかけてちゃんと理解をしてもらって、これが持続可能な部活動になり、また先生方にとってもやりがいというのにつながるのだと思っています。時間をかけてゆっくりと伝えていってください。早速にこれもう、では明日以降はこういうような形でやりますという話ではないと思うのです。ぜひ、順調になぜこれが非常にいい考え方なのか。もしくは、意見が出たら修正していくといったことも含めて、じっくりと取り組んでもらいたい。

ただ、今後、生徒のことについては、今、申しあげた形でゆっくりやるのですが、前回のこの教育委員会の定例会で申し上げましたけれども、先般ある中学校の部活の顧問が、私の理想とする部活動と違うからといって、生徒に

対して酷い対応をした事例がありましたよね。全く勘違いしています。この人のために部活動があるのではないですよ。子どもたちのためにあるのですよ。もし、教員の本務は何だとするならば、授業です。生活指導です。教員の本務はそれです。どこかのプロのチームのように、その指導力があれば、そういうのを買われてたまたま学校の先生がやっているというのではない。このことだけは、もう、この制度が変わる今より以前からそれを勘違いしている先生がもしいたとするならば、払拭をしてあげないといけない。これはもう、今すぐにも全力でやってもらいたい。そのことは申し上げておきます。

それでは、以上の論議を踏まえて手順を進めていただきたいというふうに思っています。

他に何か報告事項はございますか。

設楽学校教育部長 指導課から報告がございます。

安間教育長 それでは、指導課から報告をお願いします。

野村統括主導主事 それでは、私のほうからは新型コロナウイルス感染症対策の対応について、現在の状況について御報告いたします。定例会報告事項資料新型コロナウイルス感染症対策の対応についてを御覧ください。昨日、令和2年3月13日、臨時校長役員会を開催し、約3時間にわたり今後の対応について協議いたしました。臨時校長役員会を開催するにあたり、小・中校長会長に108校全ての校長から意見や要望を聞き取り伝えるよう依頼しております。臨時校長役員会でそのことを伝えて、あわせて共有をしました。臨時校長役員会ではありますが、108校全ての校長の考えを反映したものになっております。

そこで、確認した事項について説明いたします。1番、来週になりますが、来週の対応につきましては、事前に出しております令和2年3月5日付の令和元年度卒業式、修了式の対応についてに基づき、このまま変更なく実施するという確認をとっております。集団での補講及び補習等は、感染防止の観点から控える。個別対応は可能とする。部活動については自粛する。そういうふうに来週の対応を確認しているところでございます。

2点目でございます。春季休業期間中の補習教材についてです。市教委として臨時休業期間中の学習の遅れを補うための取組を検討しておりました。ここ

で、ベネッセコーポレーションより小学校第1学年から中学校第3学年までの全児童生徒分のドリルの無償寄附を受けることができるようになりました。このドリルは、学年のまとめを行うものになっており、臨時休業期間中の学習を補うために最適だろうと考えております。全児童・生徒に修了式、卒業式に配付することになっております。

3点目でございます。臨時休業期間中の未習事項の学習を補うための取組についてでございます。やはり、臨時休業期間中の学習の遅れを心配する声が保護者等からあります。そこで、各学校では、保護者向けの通知を修了式及び卒業式に配付することになっております。保護者向けの通知には、どのような学習が未習であり、それを今後どのように補っていくかを示すものになっております。

4点目でございます。春季休業期間中の対応についてでございます。一斉での補習教室等を行わない。ただし、個別での配慮するお子さんとか、そういう対応は可能とするということにしております。

部活動については、やはりこちらが今現状、非常に課題が検討事項としてまだ残っており、これは今後の動向を見ながら考えていかなければいけないという形で、部活動については今後の動向を注視して対応を考えて、再度また協議していかなければいけない内容という形になっております。

5点目でございます。令和2年度の入学式の対応についてでございます。こちらは、1番から10番まで学校の要望にも対応した形で書かせていただいておりますが、原則は、卒業式と同じような対応をしていくという形で確認はしております。

6点目でございますが、令和2年度の始業式の対応についてでございます。現在の段階では、始業式以降の教育活動については通常どおり実施する予定で考えております。入学式については、保護者等が入る観点から縮小傾向でございますが、現段階では始業式以降の対応については通常どおり行うものとして予定をし、学校のほうには準備をしていただくように話をしております。

ただ、しかしながら今後の感染状況で国と市の動向により、さまざまな対応を打たなければいけない可能性も高いので、修了式にお渡しするプリント等に

において、今後の動向については学校のホームページに掲載する旨を掲載するよう依頼しているところでございます。

これらの対応については、あくまでも3月13日（金）現在のものであり、今後の感染拡大の状況により変更があるという可能性は十分あるということは、申し添えているところでございます。

以上、大まかではございますが、今現在の判断と学校と協議した内容について説明させていただきます。私からの報告は、以上でございます。

安間教育長 報告が終わりました。

1点質問なのですが、一枚目のところで、現在は国の方向性を周知している段階であり、生徒や保護者にはまだ周知しないことと言われておりますが、今回この教育委員会定例会でも傍聴者にも配付されてはいますが、その理由は何ですか。

野村統括指導主事 昨日、一応役員会で話をしたところで、こういうふうな意見が出ているという声を紹介するというので、こちら記載させていただいたところでございます。

安間教育長 そうすると、校長も、このことを知らないわけですね。

野村統括指導主事 こちらの内容につきましては、市内全部の中学校の校長にはメールで配信しております。

安間教育長 事務局のこの対応いかがですか。

渡邊教育総務課長 一部、意思形成過程に該当する部分があるかと思しますので、資料に関しては回収をしたいと思います。

安間教育長 分かりました。お聞き及びだと思いますが、傍聴の方々本当に申し訳ございません。まだ、意思形成過程でございますので、このことは、このような検討をしているのだというお話を聞いたということで、お引きとめいただきたいというふうに思います。いずれにせよ、請願の部分も議論になりましたけれども、今後どんな活動で子どもたちが伸びゆく活動機会を与えられるかということ、こういうふうに協議しているのだという事実だけお知らせいただき、ぜひ御協力と御配慮をお願いしたい。教育委員会として、お願いを申し上げます。

それでは、中身のほうの話に移ります。委員の方々、何か御意見はございま

すか。

伊東委員 ありがたいことかもしれませんが、このベネッセコーポレーションからの寄贈というか、これって、本市以外の自治体にも寄贈されたのでしょうか。

野村統括指導主事 こちらの教材は、実際ベネッセのホームページ上からダウンロードできる形になっているものでございます。ただ、1冊のものにして、全部の学校に送ってくれるのは多分本市だけだと思います。

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、今後も新型コロナウイルスに関しては、継続して、この長期休業期間中の対応については検討して、来週また色々な情報を入れながら、学校に通知していくということで対応してください。

繰り返しますが、本日御参加の傍聴人の皆様方、大変失礼をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

他に何か報告する事項等はございませんか。

設楽学校教育部長 指導課から1件報告がございますが、内容が個人情報によるため、非公開とさせていただきたいと思います。

安間教育長 それでは、非公開での報告とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。それでは、これで公開の審議は終わります。委員の方々から何か追加でございませうか。よろしゅうございますか。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

【午前10時55分休憩】